

問6 認定関係

認定疾病の有効期間満了日までに認定の更新の手続きをしないとどうなりますか。

答 認定の更新の申請は、認定疾病の有効期間満了前に行うこととされておりますので、この申請を忘れて有効期間が経過した場合、被認定者ではなくなります。

公害医療手帳で有効期間を確認し、更新手続きを忘れないようご注意ください。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り認定更新の申請をすることができます。

問7 認定関係

認定更新時や障害の程度（等級）の診査時に医学的検査があるそうですが、どこでも受けられますか。

答 認定の更新時や障害の程度（等級）の診査時には、被認定者の認定疾病の状態を把握するために、医学的検査を行っています。

この検査は、指定検査機関（※①）となっている「東海市民病院（健康管理センター）」、「小嶋病院」のいずれか、又は、次の1から3の要件をすべて満たす医療機関（※②）で受けただけでいいことになっています。（県外で検査を受けられる場合も同様です。）

- 1 指定疾病（気管支ぜん息・慢性気管支炎・肺気しゅ）の治療を受けている医療機関であること。（新たに指定疾病の治療を受ける医療機関を含みます。）
- 2 必要な項目の医学的検査を実施することができる医療機関であること。

3 次により肺機能検査を実施することができる医療機関であること。

ア 「呼吸機能検査ガイドライン」(日本呼吸器学会)に準拠して行うこと。ただし、予測肺活量は、ポールドウィン式によって求めること。

イ 肺機能検査における測定は、臨床検査技師が行うこと。

※① 指定検査機関で検査を受ける場合は、県が検査機関を指定しますので、愛知県知多保健所にご相談ください。

※② 指定検査機関以外で検査を受ける場合は、必要な書類をお渡ししますので、必ず愛知県知多保健所にお申し出ください。



問8 認定関係

入院中や寝たきりの状態の場合には医学的検査が受けられませんが、どうしたらよいでしょうか。

答 身体が悪くなるなど、どうしても医学的検査を受けることができない事情がある場合には、愛知県知多保健所にご相談ください。

問9 認定関係

最近症状もなく、ほとんど病院に行っていないので手帳を返したいのですが、どうしたらいいですか。

答 認定疾病が治ったときは、すみやかに届出をしなければなりません。届出の用紙は愛知県知多保健所に用意してあります。

公害医療手帳は届出に併せて返していただくこととなります。

また、認定を辞退したい場合は、辞退届を出していただくこととなりますので、愛知県知多保健所にお申し出ください。

問10 認定関係

被認定者が死亡しました。何か手続きはありますか。

答 被認定者が亡くなった場合、死亡届を提出していただく必要があります。

愛知県知多保健所へご連絡いただければ、手続きについてご説明します。

〈提出書類〉

- 1 死亡届(様式)
- 2 死亡診断書の写し
- 3 公害医療手帳